

# 入 札 説 明 書

鳥羽商船高等専門学校の特定調達契約に係る入札公告（令和3年7月16日付け）に基づく入札等については、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、物品に係る政府調達手続きについて（運用方針）（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定）、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第34号）、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号。以下「契約規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構政府調達事務取扱規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則42号。以下「政府調達規則」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

- (1) 契約担当役 鳥羽商船高等専門学校事務部長 坂野 利宏  
所属部局名 鳥羽商船高等専門学校  
◎調達機関番号 593
- (2) 所在地 〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号  
◎所在地番号 24

## 2 調達内容

- (1) 品目分類番号 20
- (2) 購入等件名及び数量 端艇及び帆走装具 一式  
(現有艇の廃棄に要する費用を含む)
- (3) 物品の特質等  
物品の性能等に関し、契約担当役が指定する特質等を有すること。（詳細は、別紙仕様書による。）
- (4) 納入期限 令和4年 3月18日（金）
- (5) 搬入据付調整場所 鳥羽商船高等専門学校艇庫
- (6) 搬入据付調整方法 契約担当役の指示に基づき指定する場所にて搬入据付調整するものとする。

## (7) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、契約書（案）及び文部科学省契約規則の別記第3号物品供給契約基準（以下「契約基準」という。）を準用するものとし、十分考慮して入札金額を見積もるものとする。  
また、購入物品の本体価格のほか、輸送費、搬入費、関税等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
  - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (8) 入札保証金及び契約保証金 免除

## 3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
  - ① 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第32条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
- (7) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和3年度に東海・北陸地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、令和3年3月31日付け競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
- (3) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 入札公告において国際規格・日本工業規格等を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告において特定銘柄物品名及び同等のものと特定した場合にあっては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 本調達物品を契約担当役が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
- (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第6条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (9) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (10) 競争参加資格の審査が競争入札執行の日時まで完了した者又は資格を有すると認められた者であること。
- (11) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (12) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (13) 次に掲げる法人等は、競争入札に参加することができない。
- ① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している法人等
- ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを

利用するなどをしている法人等

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札公告及び入札説明書に示した物品を納入できることを証明する書類（以下「納入できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先  
〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号  
鳥羽商船高等専門学校 総務課調達係長 奥村 素久  
TEL 0599-25-8023（直通） FAX 0599-25-8026
- (2) 入札説明会の日時及び場所  
令和3年 8月2日（月）15時00分  
鳥羽商船高等専門学校1号館3階会議室
- (3) 入札説明書の交付期限及び入札書等関係書類の提出期限  
令和3年 9月6日（月）17時00分（入札書等関係書類を郵送する場合には提出期限までに必着のこと。）
- (4) 入札書の提出方法
  - ① 競争加入者等は、本説明書、仕様書、契約書（案）及び契約基準を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、前記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。  
ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し出ることができない。
  - ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した入札書を作成し、直接提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年9月17日開札〔端艇及び帆走装具 一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
    - (ア) 供給物品名
    - (イ) 入札金額
    - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
    - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
  - ③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和3年9月17日開札〔端艇及び帆走装具 一式〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、前記4の（1）宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
  - ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
  - ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札の無効  
入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。
  - ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
  - ② 供給物品名及び入札金額のないもの
  - ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
  - ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

- ⑤ 供給物品名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の提出期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
- ⑪ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑫ その他入札に関する条件に違反したもの

(6) 入札の延期等

契約担当役は、競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和3年 9月17日（金）15時00分  
鳥羽商船高等専門学校1号館3階会議室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記4の（7）の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
  - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
  - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書と共に別紙1の競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類を、前記4の（3）の提出期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日までの間において、契約担当役から別紙1の競争参加資格の確認の

ための書類及び納入できることを証明する書類、その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は、別紙1により作成する。

② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査以外に、競争加入者等に無断で使用することはない。

④ 一旦受領した書類は返却しない。

⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として、虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が契約規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により入札書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交しをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等、特別な事情があるときは指定期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 前記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤ 提出された入札機械等の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(7) 支払条件

物品納入後に行われる、独立行政法人国立高等専門学校機構事務取扱規則第42条に基づく検査合格後、適正な請求書を受領してから60日以内に支払うものとする。

(8) 契約金額の内訳書

契約担当役が必要と認める場合、落札者は落札決定後速やかに内訳書を提出するものとする。

(9) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。
- ② 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

## 別紙 1

### 競争参加資格の確認のための書類等

#### 1. 競争参加資格の確認のための書類

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し・・・・・・・・・・ 1部

入札説明書3の競争参加資格（1）、（12）及び（13）に該当しない者であることを誓約した書類（別紙）・・・・・・・・・・ 1部

#### 2. 納入できることを証明する書類

（全ての書類に作成年月日、会社名を記載し、競争加入者等の印を押印すること）

入札物品の構成内訳書（応札物品内訳書）（別紙記載例1）・・・・・・・・・・ 3部  
※応札者が作成する書類で、入札物品のメーカー名、商品名、規格、数量を明記すること。

入札物品を供給することを証明する書類（別紙記載例2）・・・・・・・・・・ 3部  
（供給証明書、代理店証明書等）

※ 製造メーカー等の作成した書類が必要です。

入札物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類（別紙記載例3）・・・・・・・・・・ 3部

※ 製造メーカー等の作成した書類が必要です。

技術仕様書（別紙様式1）・・・・・・・・・・ 3部

技術仕様書は、別紙の仕様書に示す技術的要件の項目に応じて具体的な仕様を明確に記載すること。

備考欄にカタログ等添付資料の掲載ページを記載すること。

複数ページにわたる場合は、袋とじをすること。

入札物品の概念図、構成図・・・・・・・・・・ 3部

入札物品のカタログまたは図面・・・・・・・・・・ 3部

技術仕様書で示した入札物品の性能等がカタログまたは図面に記載されていない場合は、製造メーカー等が作成した当該性能等を証明する書類を提出すること。

入札物品の導入日程表・・・・・・・・・・ 3部

#### 3. その他

（全ての書類に作成年月日、会社名を記載し、競争加入者印等の印を押印すること）

定価証明書【適宜様式】・・・・・・・・・・ 1部

参考見積書・・・・・・・・・・ 1部

納入実績表（官公庁等における過去3年間の実績）・・・・・・・・・・ 1部



# 端艇及び帆走装具

rowing cutters with sails, 1set

## 仕 様 書

令和3年7月

国立高等専門学校機構

鳥羽商船高等専門学校



## 調達概要

1. 調達物品名 端艇及び帆走装具 一式
2. 数量 3艇
3. 規格 2 檣式 9 mカッター バーキール、クリンカー（鎧張り）タイプ
4. 使用目的 海洋体験、撈漕訓練、帆走訓練及びカッター競技等の用途に供することを目的とする。

### 5. 本校要求仕様

#### 本体

- (1) 全長 9.0 m
- (2) 最大幅 2.45 m
- (3) 乗船人員 25名程度
- (4) 排水量 1.5トン以下（撈漕状態より総てのオールおよび爪竿を減じたもの）
- (5) 材質 FRP 製（強化プラスチック製）
- (6) 材料 ①艇体構造用 FRP を構成する素材は、JIS 規格またはこれと同等以上であること。  
②木材は、十分乾燥した有害な節、腐食等の欠点のない良質のものを使用し、防腐処置が施されていること。  
③艀装品は、JIS 規格またはこれと同等以上と認められるものを使用すること。金属材料は、銅系材料、ステンレス・アルミ軽合金等を使用し、長期の使用に十分耐えられるものであること。
- (7) 艀装 ①撈漕のほか、帆走のための艀装が可能なこと。本校現有帆走設備が流用可能であること。併せて、現有艇のストレッチャー、ボトムボード等の装備品が流用可能であること。  
②艇内の海水または雨水からなるビルジがボトムボード下のビルジだまり等へ容易に流れること。また、艇外への排水が容易であること。ボトムプラグの径が、25mm程度であること。

#### その他

- (1) 本校教職員が必要と認めた場合には、任意に施工の監督あるいは検査が行えること。
- (2) 現有の「1号艇」「2号艇」「3号艇」を引き取り、適切に廃棄すること。

### 6. 提出書類及び図面

- (1) 承認図書（製作着手前に提出し、承認を受けた後着手する） 各3部

(2) 完成図書（本艇完成検査納品後、製本又は箱に入れて提出する） 各5部

7. 納入期限 令和4年3月18日

8. 納入場所 鳥羽商船高等専門学校艇庫（鳥羽市堅神町）

9. 納入方法 上記8の場所に搬入、必要に応じて調整を行い、本校教職員の検査を受けるものとする。

#### 10. その他

- (1) 納入物品において、通常の使用により故障した場合は、納入検査確認後1年間は保証修理期間としての責務を果たすこと。
- (2) 物品の搬入据付に際し、他の艇体や、車両、建物等に損害を与えた場合は、速やかに供給者の責任・負担によって現状に復帰すること。
- (3) 納品に当たっては、担当教職員の指示に従うこと。
- (4) 納品に当たっての運搬、指定場所への配置、組み立て及び検査に要する費用は、全て供給者の負担とする。
- (5) 納品に際して発生したごみ等に関しては、供給者が処理、清掃を行うこと。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、一方的に判断せず、担当教職員と協議した上で、その指示によること。また、記載されていない事項であっても、本艇の目的よび使用上、必要と思われるものは、担当教職員の指示に従い確実に対応すること。

以上

## 1. 一 般

- 1-1 本艇は、鳥羽商船高等専門学校において撈漕訓練および帆走訓練ならびにカッター競技および海洋体験航海等に使用するもので、その目的に最適な艇として製作されたものでなければならない。
- 1-2 本艇は、本校が保有する1艇のカッター（5号艇）と合同で撈漕競技を行うため、艇体形状（鎧張り形外板の断面寸法、縦通ライン形状含む）および重量は、現在の艇と同一なものとする。
- 1-3 本艇は、今後の維持管理上、本校が保有する1艇のカッター（5号艇）と主要な艀装品が互換でなければならない。
- 1-4 本仕様書について疑義の生じた場合は、本校担当教職員と協議のうえ決定すること。

## 2. 主要要目

### 2-1 船質等

- 2-1-1 船質 FRP
- 2-1-2 船型 バーキール型クリンカータイプ

### 2-2 主要寸法

- 2-2-1 全長 完成寸法 9.00 m ± 1 cm
- 2-2-2 最大幅 (中央にてガンネル部外板内側) 完成寸法 2.45 m ± 0.5 cm
- 2-2-3 深さ (中央にてキール上面から上帯上面まで) 完成寸法 0.83 m ± 0.5 cm
- 2-2-4 排水量 (撓漕状態の全備重量より総てのオールおよび爪竿を減じたもの)  
完成時計測値 1450 kg ± 40 kg
- 2-2-5  $C_B$  値 (排水量 1450 kgにて) 約0.34

### 2-3 搭載人員

- 2-3-1 撓漕時 15 名
- 2-3-2 帆走時 20 名
- 2-3-3 体験航海時 25 名

### 3. 材料および性能概要

#### 3-1 材 料

3-1-1 FRPを構成する素材はJIS規格またはこれと同等以上と認められるものを使用する。

3-1-2 木材は十分乾燥した、有害となる欠点のないものを使用する。

3-1-3 ぎ装金物は銅系材料またはステンレス鋼を使用する。

#### 3-2 性能概要

##### 3-2-1 型

3-2-1-1 艇体の成形には、FRP製めす型を使用し、成形作業中にたわんだり、変形したりするものであってはならない。

3-2-1-2 型の表面は十分な仕上げを行い、平滑で傷などあってはならない。

##### 3-2-2 成形法

3-2-2-1 成形法はハンドレイアップ法によるものとし、積層の標準を次の表1のとおりとする。

表 1 成形法の積層標準

番 号	名 称	積 層 構 成
1	キール	G + M450 × 2 (R570 + M450) × 2
2	外 板	G + M300 × 2 (R570 + M450) × 2
3	甲 板	G + (M450 + R570 + M450) × 2
4	フレーム、その他	M450 × 2 + R570 + M450

凡例 G : ゲルコート      M : ガラスマット      R : ロービングクロス

なお、上記の指定以外に構造の維持、性能の維持のため変更する場合は事前に相談をすること。

## 4. 艇体構造及び艀装

### 4-1 艇体構造

4-1-1 外板はクリンカー型(鎧張り)とし、外板、キール、艇首材、艇尾材はFRP単板の一体構造とする。

なお、キール、艇首材、艇尾材の心材は木材(松または桧)を使用する。

4-1-2 フレーム上部(艇側肋骨)の心材にはポリウレタンフォームを、フレーム下部(艇底肋骨)には木材(松または桧)を使用し、FRPを積層する。

4-1-3 艇底には、キール上面から200~300mmの高さのところを艇底床とし、浮力タンク区画、ビルジたまり区画に分けた構造とする。浮力タンク区画は、FRP製甲板とし、甲板表面に滑り止めを施す。

なお、内部は、現場発泡により比重約0.03のポリウレタンフォームを完全に充填する。ビルジたまり区画は、床面を桧材製の取外し可能な敷板とし、ビルジたまり内のフレームには、水通し用の貫通穴(120×70)を設ける。

また、艇首及び艇尾には、各々排水孔を設け青銅製の底栓を取付ける。

4-1-4 ヘッドシート(艇首座)及びスタンシート(艇尾座)は、FRP製とし、表面に滑り止めを施す。

なお、ヘッドシート及びスタンシートの下方は、各々FRP製の仕切板で仕切った浮力タンク区画とし、内部は艇底と同じくポリウレタンフォームを完全に充填する。

4-1-5 Stern Bench (艇尾腰掛)	けやき(28×280×1,430mm)
4-1-6 Dicky (艇長・艇指揮座)	けやき(25×300×350mm)
4-1-7 Upper Breast Band (上帯)	木材(45×60mm)+FRP
4-1-8 Lower Breast Band (下帯)	けやき(30×50mm)
4-1-9 Gunwale (縁材)	けやき等(20×160mm)
4-1-10 Rubbing Strake (防舷帯)	高密度ポリエチレン(70×70mm)
4-1-11 Bilge Keel (湾曲部キール)	高密度ポリエチレン(50×50mm)
4-1-12 Transom (幅板/上縁材)	けやき(28×300mm)/(65×60mm)
4-1-13 Thwart (漕手座)/支柱	けやき(35×200mm)/(50×50mm)
4-1-14 Stretcher (足掛)/受座	ひのき(40×125mm)/FRP
4-1-15 Keel Band	ステンレス鋼(3×50mm)

4-1-16 Rudder / Pintle & Gudgeon / Tiller

けやき/ステンレス鋼/ステンレス鋼

4-1-17 Rowlock 青銅製12個(上縁を切り抜く)

4-1-18 艇体重量調整のために固定バラストを搭載する場合は、事前に施工方案の承認を受けること。

### 4-2 艀装

4-2-1 帆走装置(2檣式)

4-2-1-1 寸法はすべて現有艇と同寸法とし、材質も現有艇のものに準ずるものとする。

4-2-1-2 マスト、ガフおよびブームは木製（桧）または金属製とし、艇底内部にマスト受座及びマストクランプを設ける。索具は、全てマスト外部の取り付けとする。

4-2-1-3 帆は格納作業性に富む白防水合成繊維製（現有艇と同等のもの）を用いること。形状、製作については図面承認を得ること。

4-2-1-4 ステイ及び滑車類は総てステンレス鋼製を使用すること。

4-2-1-5 使用ロープについては図面承認を得ること。

#### 4-2-2 艇体付き金具（ステンレス鋼）等

4-2-2-1	ステム冠	1 個
4-2-2-2	マスト取付用金具	1 式
4-2-2-3	ビレーピン	4 本
4-2-2-4	クリート	1 式
4-2-2-5	アイボルト（ポペット用）	12 個
4-2-2-6	スリング用リングプレート	4 個
4-2-2-7	ステイ用アイボルト	1 式
4-2-2-8	係船用アイボルト	2 個
4-2-2-9	艇尾旗差し込み金具	1 個
4-2-2-10	マストサポート	1 式

#### 4-2-3 塗装

4-2-3-1 艇体外面 ゲルコート（白）。満載喫水線より下部を赤色船底塗料。ラビングストレイキより上部は透明ウレタン塗料仕上げ。

4-2-3-2 艇体内面 ゲルコート（クリーム）。木部は指定による。なお、艇内床上面には空色滑り止めを施す。

4-2-3-3 船底 赤色船底塗料（非すず系）

4-2-4 着標 トランサム 「鳥羽商船高等専門学校」、「艇番号」  
船首両前 「校章」、「艇番号」

なお、上記の指定以外に構造の維持、性能の維持のため変更する場合は事前に相談をすること。

## 5. 承認審査・検査

各審査および検査は、下記の項目で行う。

中間検査は1艇目の中間の段階で、製作現場において行うものとする。旅費等については発注者側の負担とする。

### 5-1 承認審査(図面)

- 5-1-1 外観
- 5-1-2 各部配置
- 5-1-3 帆走艀装

### 5-2 検査

- 5-2-1 中間検査及び完成検査
- 5-2-2 艀装品(外観、数量)検査
- 5-2-3 船体(外観)検査

## 6. 図 書

### 6-1 提出図書の種類と提出時期と部数

6-1-1 表 2 に示す図書を下記部数提出する。

- |         |                          |    |
|---------|--------------------------|----|
| 6-1-1-1 | 承認図書(製作着手前に提出し、承認後製作に着手) | 3部 |
| 6-1-1-2 | 完成図書(本艇完成後検査納品後、製本または箱入) | 5部 |

表 2 提出図書一覧

番号	図 面 名 称	承認図書	完成図書
1	出図予定表	○	
2	完成図書目録		○
3	要目簿(側面写真付)		○
4	線図及び船体寸法表	○	○
5	排水量等曲線図(または数値表)	○	○
6	完成重量重心トリム計算書		○
7	使用材料表	○	○
8	一般配置図	○	○
9	構造及び諸要部切断並びに継手詳細図	○	○
10	船体着標要領	○	○
11	マスト装置及び構造図	○	○
12	セールおよび付属具図・表	○	○
13	船体強度計算書	○	○
14	艀装品及び備品目録	○	○

## 7. 艀装品および備品目録

吊り上げ用スリング（SUSワイヤ製） 1式

および、下記の1艇分の艀装品、備品を示す。これを3艇分用意すること。

番号	品名	規格	数量	備考
1	マスト、ガフ、ブーム	木製（桧）または金属製	1式	図面承認要／現用同質同寸／現用使用可
2	セール	テトロン	1式	図面承認要／現用同質／現用使用可
3	帆装用ロープ、滑車	合成繊維索、SUS	1式・	図面承認要
4	帆装用諸金具	SUS	1式	ステイ用リング、クリート、マスト金具
5	あかくみ	軽量であること	1個	ビルジをくみ取れること
6	水抜栓	青銅 25mm	3個	
7	ポペット	FRP+木	12個	6mm×600mm ロープ付
8	防舷物(Fender)	ゴム円筒型	12個	耐長期暴露使用材質
9	旗竿	木製（桧）または金属製	1本	
10	ボートフック	アルミ	2本	
11	旗竿装着型蓄電池式白色全周灯	LED および蓄電池駆動	1式	薄暮時航海用

(以下、余白)





(競争加入者本人が入札する場合)

## 入 札 書

記入例

件 名 端艇及び帆走装具 一式

入 札 金 額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、入札説明書に従って上記の物品を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

競争加入者 (会社印)  
(住所) ○○○市○○○町○一○  
○○○○株式会社 (代表者印)  
(氏名) 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

- 注) 1. 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、落札金額は入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。
2. 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称または商号及び代表者の氏名を記載すること。

(代理人が入札する場合)

## 入札書

記入例

件名 端艇及び帆走装具 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、入札説明書に従って上記の物品を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

競争加入者

(住所) ○○○市○○○町○-○

○○○○株式会社

(氏名) 代表取締役 ○ ○ ○ ○

代理人 ○○○○株式会社 (代理人印)

○○○支店長 ○ ○ ○ ○ 印

注) 1. 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札金額は入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。

2. 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称または商号及び代表者の氏名を記載すること。

3. 代理人が入札するときは、競争加入者の住所・氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、且つ押印すること。

(復代理人が入札する場合)

## 入札書

記入例

件名 端艇及び帆走装具 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、入札説明書に従って上記の物品を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

競争加入者

(住所) ○○○市○○○町○-○

○○○○株式会社

(氏名) 代表取締役 ○ ○ ○ ○

復代理人 ○○○○株式会社 (復代理人印)

○○○支店長 ○ ○ ○ ○ 印

注) 1. 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札金額は入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。

2. 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称または商号及び代表者の氏名を記載すること。

3. 復代理人が入札するときは、競争加入者の住所・氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、且つ押印すること。

# 入札書

件名 端艇及び帆走装具 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、入札説明書に従って上記の物品を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

競争加入者

住所

氏名

印

# 入札書

件名 端艇及び帆走装具 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、入札説明書に従って上記の物品を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

競争加入者

住所

氏名

代理人

氏名

印

# 入札書

件名 端艇及び帆走装具 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、入札説明書に従って上記の物品を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

競争加入者

住所

氏名

復代理人

氏名

印

## 入札書封筒記入要領

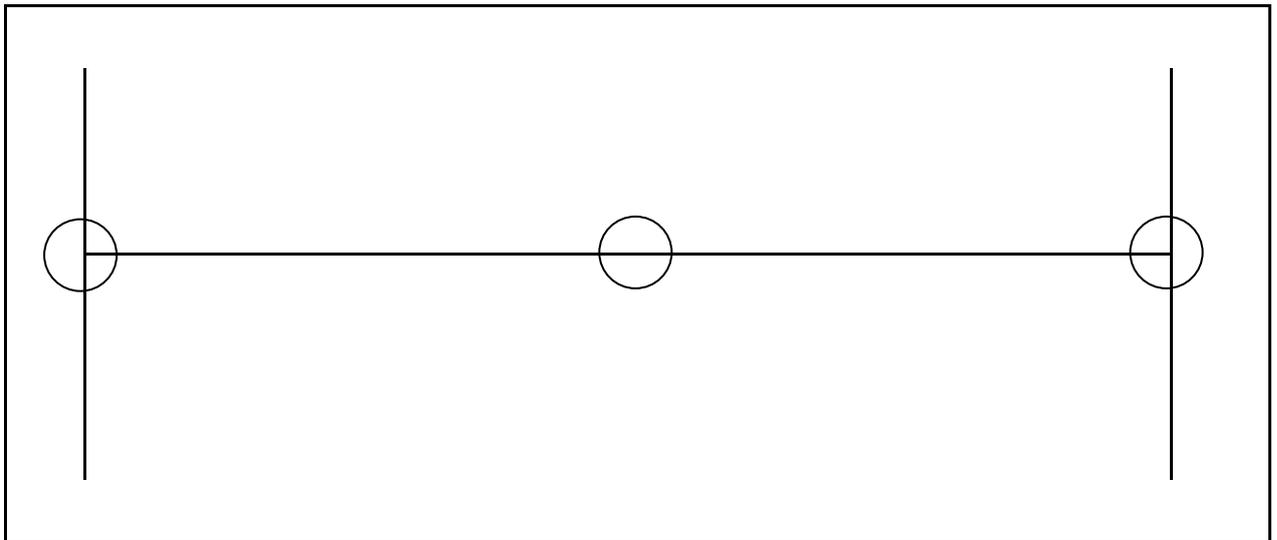
封筒の表 朱書きすること。

令和3年9月17日開札

端艇及び帆走装具 一式 の入札書 在中

〇 〇 〇 〇 株式会社

封筒の裏 入札書に使用した印を3ヵ所押印すること。



## 入札書の提出について

1. 入札書は競争加入者本人、代理人など入札書を提出する者によって、使用する入札書様式が異なります。次に従って、入札書を作成してください。  
入札書を作成する際に、手元に資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを準備ください。
  - ① 競争加入者（貴社の代表取締役など資格審査結果通知書に記載のある者）本人が、直接入札書を提出する場合は、  
「(1)【競争加入者本人が入札する場合】」の入札書を作成してください。
  - ② 貴社の支店長又は社員などが競争加入者（資格審査結果通知書に記載のある者）から直接委任を受け、代理人として入札書を提出する場合は、  
「(2)【代理人が入札する場合】」の入札書を作成してください。
  - ③ 貴社の競争加入者から包括的な委任（復委任ができる権限を含む）を受けた支店長等（代理人）から更に委任（復委任）を受けた支店の社員等が復代理人として、入札書を提出する場合は、  
「(3)【復代理人が入札する場合】」の入札書を作成してください。
2. 上記②及び③の様式で入札する場合は、「競争加入者」（代表者印）の押印の必要はなく、代理人または復代理人の押印のみとなります。
3. 入札書は、入札書封筒記入要領を確認の上、封印して提出してください。  
1回目の入札書の日付は、入札書提出期限までの日付（入札書を提出する日）となります。  
※開札日ではございませんので、注意してください。  
開札当日、2回目以降の入札となった場合は、上記1. に示すとおり、当日開札会場へお越しいただく方の入札書を複数ご用意ください（別途委任状が必要になる場合がございます）。

### ○その他

開札会場には、競争加入者又は委任を受けた代理人（復代理人を含む）の1名のみ入場できます。

# 委任状

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

委任者

住所

氏名

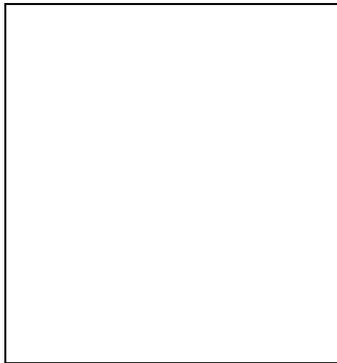
印

私は を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和3年9月17日鳥羽商船高等専門学校において行われる 端艇及び帆走装具 一式 の  
一般競争入札及び見積に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



# 委任状

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

委任者（競争加入者）

住所

氏名

印

私は下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記は一切の権限を委任します。

## 記

受任者（代理人）

住所

氏名

委任事項

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件
- 7 その他契約に関する一切の権限

委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



# 委任状

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

委任者

住所

氏名

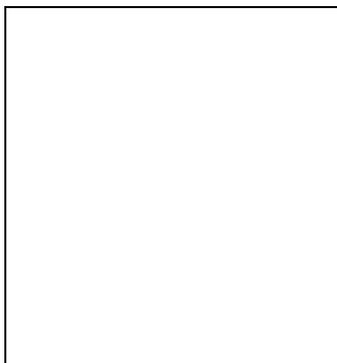
印

私は を の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

## 記

令和3年9月17日鳥羽商船高等専門学校において行われる 端艇及び帆走装具 一式 の一般競争入札及び見積に関する件

受任者（復代理人）使用印鑑



(社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

## 委 任 状

記入例

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

委 任 者 (競争加入者)

住 所 ○○○市○○町○—○

○○○○株式会社 (会社印及び代表者印)

氏 名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

私は を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和3年9月17日鳥羽商船高等専門学校において行われる 端艇及び帆走装具 一式 の  
一般競争入札及び見積に関する件

受任者 (代理人) 使用印鑑



(注) これは、参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じて適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。) があっても差し支えないこと。

(支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合)

## 委 任 状

記入例

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校御中

委 任 者 (競争加入者)

住 所 ○○○市○○町○—○

○○○○株式会社 (会社印及び代表者印)

氏 名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

私は下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記は一切の権限を委任します。

### 記

受任者 (代理人)

住 所 ○○○市○○町○—○

○○○○株式会社 (会社印及び代表者印)

氏 名 ○○○支店長 ○ ○ ○ ○

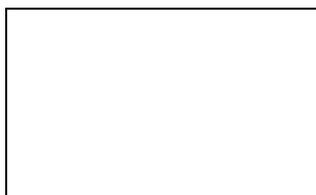
委 任 事 項

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件
- 7 その他契約に関する一切の権限

委 任 期 間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者 (代理人) 使用印鑑



(注) これは、参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じて適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

(支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合)

## 委 任 状

記入例

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校御中

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所 ○○○市○○町○—○

○○○○株式会社○○支店 (支店印及び支店長印)

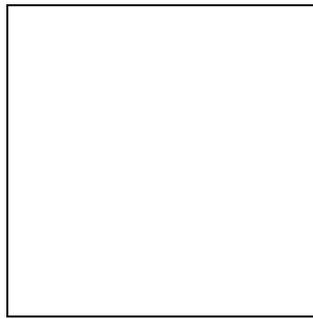
氏 名 ○○支店長 ○ ○ ○ ○ 印

私は、○○○○を○○株式会社代表取締役○○○○ (競争加入者) の復代理人と定め、  
下記は一切の権限を委任します。

### 記

令和3年9月17日鳥羽商船高等専門学校において行われる 端艇及び帆走装具 一式  
の一般競争入札及び見積に関する件

受任者 (競争加入者の復代理人) 使用印鑑



- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状(復代理人の選任に関する委任が含まれていること)が提出されることが必要であること。  
2 これは、参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じて適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

## 委任状の提出について

1. 委任状は、入札書を提出する者の、委任形態によって、異なります。競争加入者の代理人が入札書を提出するときは、下記による委任状を同時に提出してください。

また、競争加入者以外の代理人（復代理人含む）が開札会場に入場する場合は、その者が委任を受けている必要があります。

**(1) 【社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】**

① 貴社の競争加入者から委任を受けた代理人（社員等）が、入札書を提出する場合

【委任期間：第1回目の入札書記載日及び

当日のみ】

（例）開札時に競争加入者以外の者が立ち会い、2回目以降の入札書を提出するとき。

**(2) 【支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合】**

② 貴社の競争加入者から委任を受けた代理人（支店長等）が、入札書を提出する場合

【委任期間：委任状に示された期間】

※この場合、委任事項に記載されている項目（契約名義・請求書名義等）も支店長等となります。

（例）競争参加資格を本社が持っており、契約・請求等は支店等にて行うとき。

**(3) 【支店の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】**

③ 貴社の競争加入者から包括的な委任を受けた代理人（支店長等）から更に復委任を受けた復代理人（社員等）が入札書を提出する場合

【委任期間：第1回目の入札書記載日及び当日のみ】

（例）上記②の場合で、開札時に代理人（支店長等）以外の者が復代理人（支店の社員等）として立ち会い、2回目以降の入札書を提出するとき。

	当日開札会場に入場できる者	委任状
	資格審査結果通知書に記載のある者 (代表取締役等)	不要
①	代理人（社員等）	競争参加者 → 社員等への委任状 (代表取締役等)
②	代理人（支店長等）	競争参加者 → 支店長等への委任状 (代表取締役等)
③	復代理人（支店の社員等）	競争参加者 → 支店長等への委任状 (代表取締役等) 支店長等→支店の社員等への委任状



令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

# 応 札 物 品 内 訳 書

住 所  
社 名 等  
代 表 者 名

(競争加入者)

印

(物件) 品 名	規 格	数 量
-------------	-----	-----

(内訳) 品 名	規 格	数 量
-------------	-----	-----

○○○○○○○○

○○○製 ○○○

○○

.....

.....

.....

※ 応札物品内訳書、供給証明書及び、アフターサービス及びメンテナンス証明書に記載する品名、メーカー名、規格、数量については字句・名称等を必ず対応させること。  
また、品名・規格等については、基本的にはカタログの記載を参照すること。

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

住 所  
社 名  
代 表 者

(製造メーカー等)

印

## 供 給 証 明 書

下記物品について (競争加入者) との間で物品供給契約が締結された場合は、弊社製品を出荷し、納入期限までに納品できることを証明いたします。

### 記

1. 品名・規格：
2. 納入期限：
3. 数 量：

※ 上記納入期限は、機器の搬入・据付・調整及びインストール作業等を完了し、稼働確認までを含んだ期限を意味する。

供給証明書については、メーカー単位で証明が必要となる。

構成内訳については品名・規格・数量を明記し、応札物品内訳書に対応すること。

※ 製造メーカーより徴収できない場合は、文章中「弊社製品」を「弊社取扱製品」とすること。

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 御中

住 所  
社 名  
代 表 者

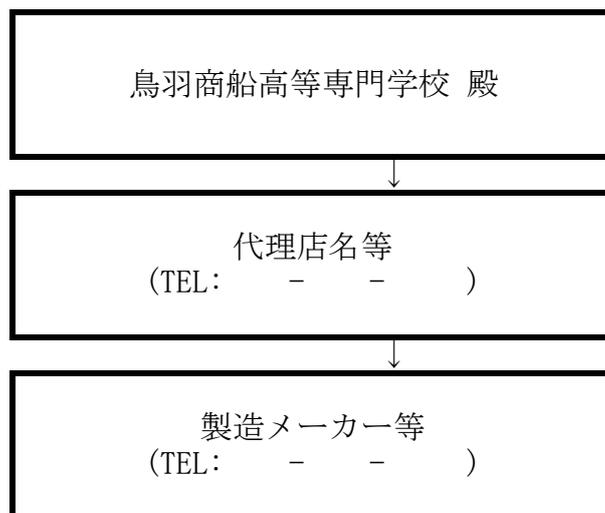
(製造メーカー等)

印

## アフターサービス及びメンテナンス証明書

品名・規格・数量：

上記物品のアフターサービス及びメンテナンスにつきましては、下記の体制において行うことを証明いたします。



※ 考え方については、供給証明書と同様。



(別紙様式1)

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校 殿

端艇及び帆走装具 一式

技 術 仕 様 書

会社所在地  
会社名  
代表者名

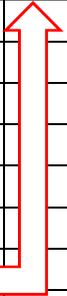
印

II 調達物品に備えるべき技術的要件

2. 主要項目				
2-1	船質等			
2-1-1	船質 FRP	船質は●●構造である。	カタログp、●●参照	
2-1-2	船型 パーキール型クリンカータイプ	船型は●●構造である。	カタログp、●●参照	
2-2	主要寸法			
2-2-1	全長	全長は●●mである。		
2-2-2	最大幅	最大幅は●●mである。		
	...			
3. 材料および性能概要				
3-1	材料			
3-1-1	FRPを構成する素材はJIS規格またはこれと同等以上と認められるものを使用する。	素材は●●である。	カタログp、●●参照	
3-1-2	木材は十分乾燥した、有害となる欠点のないものを使用する。	木材は●●である。	カタログp、●●参照	
	...			
3-2	性能概要			
3-2-1	型			
4. 艇体構造及び艀装				
4-1	艇体構造			
4-1-1	外板はクリンカー型(鋸張り)とし、.....			
4-1-2	フレーム上部(艇側肋骨)の心材にはポリウレタンフォームを.....			
4-2	艀装			
4-2-1	.....			
4-2-2	.....			

入札機器の性能等を数値または客観的、かつ、具体的な表現、数字で記載すること。  
 どのように仕様の要求要件を満たすか、実現するかをわかりやすく記載すること。

本校審査員が記載しますので、空欄のままにしてください。



【別紙】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 競争参加資格に関する誓約書

鳥羽商船高等専門学校 殿

住 所 ○○○○○○○○○○○○○

社名等 ○○○○○○○○○○○○○

代表者 ○ ○ ○ ○ 印

入札説明書 3 の競争参加資格（1）、（1 2）及び（1 3）に該当しない者であることを誓約いたします。



## 物品供給契約書（案）

物品名及び数量 端艇及び帆走装具 一式  
(内訳別紙のとおり)

代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）  
上記消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校 契約担当役 事務部長 坂野 利宏 と 供給者 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について上記の契約金額で、供給契約を結ぶものとする。

第 1 条 供給者は、発注者に対し物品の供給をするものとする。

第 2 条 物品は、鳥羽商船高等専門学校艇庫に納入するものとする。

第 3 条 物品の納入期限は、令和 4 年 3 月 18 日とする。

第 4 条 納品書は、鳥羽商船高等専門学校総務課調達係に送付すべきものとする。

第 5 条 代金は、検査後、適正な請求書を受理した日から 60 日以内に 1 回に支払うものとする。

第 6 条 代金の請求書は、鳥羽商船高等専門学校総務課調達係に送付するものとする。

第 7 条 契約保証金は、免除する。

第 8 条 供給者は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、本契約に基づく売上額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、供給者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 供給者（供給者が法人の場合であっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発

注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 供給者は、この契約に関して、第1項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第9条 発注者は、供給者が前条各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

第10条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者供給者間において協議して定めるものとする。

第12条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、鳥羽商船高等専門学校所在地を管轄区域とする津地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・供給者は次に記名し印を押すものとする。

なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 三重県鳥羽市池上町1番1号  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校  
契約担当役 事務部長 坂野 利宏

供給者 ○○○○○○  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

別 紙

【端艇及び帆走装具 一式 構成内訳表】

品名	メーカー	規格	数量



# 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第34号

制定 平成16年4月1日

一部改正 平成20年12月24日

一部改正 平成29年3月31日

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第16条）
  - 第2章 予算（第17条－第19条）
  - 第3章 出納取引（第20条－第30条）
  - 第4章 資産管理（第31条）
  - 第5章 契約（第32条－第42条）
  - 第6章 決算（第43条－第44条）
  - 第7章 内部監査及び責任（第45条－第46条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、業務の適正かつ効率的な実施を図るとともに、財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

### （適用）

**第2条** 機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号。以下「法」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令（平成15年文部科学省令第58号。以下「省令」という。）、その他独立行政法人の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

### （年度所属区分）

**第3条** 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 機構の資産、負債及び資本の増減並びに収益及び費用は、その原因となる事実の発生した日の属する年度により所属する年度を区分することとする。ただし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日の属する年度によるものとする。

#### (会計単位)

**第4条** 機構においては、独立行政法人国立高等専門学校機構本部（以下「本部」という。）及び各国立高等専門学校（以下「各学校」という。）を会計単位とする。

2 本部は、本部及び各学校の会計並びに機構全体の会計を行い、各学校はそれぞれの会計を行うものとする。

#### (会計事務の総括)

**第5条** 理事長は、機構の会計事務を総括するものとする。

#### (権限の委任)

**第6条** 前条に定める理事長の権限の一部を、各学校の校長に委任することができるものとする。

#### (勘定科目)

**第7条** 機構の会計においては、別に定める勘定科目に従って整理するものとする。

#### (会計機関)

**第8条** 本部及び各学校は、次の各号に掲げる会計機関を設置するものとする。

- 一 契約担当役
- 二 出納命令役
- 三 出納役
- 四 資金前渡役

2 前項に規定する会計機関のほか、事務の範囲を定めて分任会計機関を設けることができる。

3 前二項に定める会計機関は、理事長が任免する。

4 理事長は、会計機関に事故があるとき又は必要と認めるときは、会計機関の職務を他の役員又は職員に代理させることができる。

5 この規則のうち、第1項各号に掲げる会計機関について規定した条項は、第2項及び第4項に規定する会計機関について準用する。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する会計機関及び代理については、別に定める。

#### (会計機関の代理)

**第9条** 前条第4項の規定により会計機関の事務を代理する必要がある場合は、次の各号の一に掲げるとおりとする。

- 一 会計機関の事務を担当する者が事故等により欠けた場合
- 二 会計機関の事務を担当する者が出張、休暇、欠勤その他特別な理由により長期間その職務を行うことができないと認められる場合
- 三 会計機関の事務を担当する者が休職又は停職を命ぜられた場合

2 会計機関の事務を代理する者は、当該会計機関の事務を実施したときは、事後にその

事務内容を当該事務を担当する者に報告しなければならない。

#### (会計機関の職務)

**第10条** 契約担当役は、契約その他収入及び支出の原因となる行為を担当する。

2 出納命令役は、収入又は支出の調査決定、債務者に対する納入の請求、現金、預金、貯金及びその他有価証券の管理、出納役に対する現金、預金、貯金及び有価証券の出納命令並びに帳簿その他別に定める証拠書類の保存に関する事務を担当する。

3 出納役は、出納命令役の命令に基づく現金、預金、貯金及び有価証券の出納、資産の保管に関する事務を担当する。

4 理事長は、前項に規定する出納役の職務について必要と認めるときは出納員を、その責任を明らかにして命ずることができる。

5 資金前渡役は、前渡資金の範囲内（外国で支払う経費、その他理事長が認めた経費）における契約及び前渡資金の支出金の支払に関する事務を担当する。

#### (会計機関の補助者)

**第11条** 理事長は、第8条に規定する会計機関（出納役を除く）の職務について必要と認めるときは、別に定めるところにより、その責任を明らかにして補助者を命ずることができる。

#### (会計機関の兼務禁止)

**第12条** 会計機関のうち、出納命令役と出納役又は資金前渡役は兼務することができない。

#### (帳簿)

**第13条** 本部及び各学校は、総勘定元帳及び別に定める補助簿を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録し、これを保存するものとする。

2 帳簿の記録及び保存については、電子媒体によることができる。

#### (帳簿の管理)

**第14条** 出納命令役は、総勘定元帳及び補助簿における関係勘定科目の現在残高を常に一致させ、帳簿の管理に万全を期さなければならない。

#### (伝票)

**第15条** 機構の資産、負債及び資本の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引については、伝票を作成し、これにより記録及び整理するものとする。

2 伝票に関する証拠書類は、原則として、発行された伝票に添付して整理・保存するものとする。

#### (記録の保存期間)

**第16条** 帳簿及び伝票の様式並びに保存期間については、別に定めるものとする。

## 第2章 予算

### (予算実施計画の作成)

- 第17条** 理事長は、毎事業年度開始前に通則法第31条第1項に定める年度計画に基づいて、予算実施計画を作成し、これに基づいて収入及び支出を管理しなければならない。
- 2 理事長は、機構の効率的、効果的な運営に常に配慮するものとする。

### (予算実施計画の通知)

- 第18条** 理事長は、前条で作成した予算実施計画に基づく予算額を契約担当役及び出納命令役に通知するものとする。

### (予算の執行)

- 第19条** 機構は、年度計画に基づいて、効率的、効果的かつ適正な予算の執行を図るものとする。
- 2 契約担当役は、予算差引を把握するものとする。
- 3 第8条第2項の規定に基づき、分任会計機関を設けたとき契約担当役は、その事務の遂行に必要と認める予算を分任契約担当役に分配するものとする。
- 4 予算に関する諸手続は、別に定める。

## 第3章 出納取引

### (取引金融機関)

- 第20条** 取引金融機関は、理事長が指定するものとする。
- 2 取引金融機関に預金口座又は貯金口座を設ける場合は、出納命令役名義により行うものとする。

### (収入)

- 第21条** 出納命令役は、収入金を収納しようとするときは、収入の内容を調査決定するとともに、債務者に対して納付すべき金額、期限及び場所を明らかにし、納入の請求をしなければならない。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収入金の収納後においてその内容を調査決定することができる。
- 2 出納命令役は、前項の規定に基づき債務者に対して納入の請求をしたときは、出納役に対して収納命令を発しなければならない。
- 3 出納役は、前項の規定による収納命令に基づき収入金を収納するものとする。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収納命令前に収納することができる。

### (収納)

**第22条** 出納役は、現金、金融機関における口座振替又は口座振込のほか、次の各号に掲げる小切手又は証書をもって収入金を収納することができる。

- 一 小切手（理事長が別に指定するものに限る。）
- 二 郵便為替証書
- 三 郵便為替の支払証書

2 出納役は、収入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するものとする。この場合、出納役は遅延なくその旨を出納命令役に報告しなければならない。

#### （収入金の預入れ）

**第23条** 出納役は、収入金を収納したときは、原則として支払いに充てることなく、取引金融機関に預け入れなければならない。

#### （督促）

**第24条** 出納命令役は、別に定める納入期限までに払込みをしない債務者に対し、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

#### （不良債権の処理）

**第25条** 出納命令役は、次の各号の一に該当する債権があるときは、理事長の承認を得てこれを不良債権として、貸倒損失の整理をすることができる。

- 一 債務履行期限を経過し、かつ、債務者の住所又は居所が不明であるとき。
- 二 債権の取立てに要する費用が当該債権の金額より多額であると認められるとき。
- 三 強制執行後なお回収不能の残額があるとき。四その他債権の取立てが著しく困難であるとき。

#### （支出）

**第26条** 出納命令役は、支出金の支払いをするときは、支出の内容を調査決定するとともに、出納役に対して支払いの命令を発しなければならない。

2 出納役は、前項の規定による支払い命令に基づき、支出金を支払うものとする。

#### （支払い）

**第27条** 出納役は、取引金融機関における口座振替、口座振込又は小切手の振出により支出金を支払うものとする。ただし、業務上特に必要があるときは、現金をもって支払うことができるものとする。

2 出納役は、支出金の支払いを行ったときは、その支払いを証明する領収証書又はその他の証拠書類を徴しなければならない。ただし、取引金融機関における口座振込の場合は、振込依頼金融機関の振込通知書をもってこれに代えることができるものとする。

#### （資金の前渡等）

**第27条の2** 業務上、必要がある場合は、別に定めるところにより、役員又は教職員に対し、資金を前渡しすることができるものとする。

#### (前払い)

**第28条** 出納命令役は、次の各号に掲げる経費について、前払いさせることができる。

- 一 外国から購入する物品の代価（購入契約に係る物品を当該契約の相手方が、外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）
  - 二 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う受信料
  - 三 土地、建物その他の財産の賃借料及び保険料
  - 四 運賃
  - 五 官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人等に支払う経費
  - 六 研究又は調査の受託者に支払う経費
  - 七 研修又は講習を実施する者に支払う経費
  - 八 諸謝金
  - 九 電話、電気、ガス及び水道の引込工事費及び料金
  - 十 負担金
  - 十一 工事請負代金及び物品製造の代金
- 2 前項に掲げる経費のほか、理事長が経費の性質上又は業務運営上必要があると認めた場合には、前払いをすることができるものとする。

#### (仮払い)

**第29条** 出納命令役は、次の各号に掲げる経費について、仮払いさせることができる。

- 一 旅費
  - 二 官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人等に支払う経費
  - 三 委託費
  - 四 負担金
  - 五 前渡資金
- 2 前項に掲げる経費のほか、理事長が経費の性質上又は業務運営上必要があると認めた場合には、仮払いをすることができるものとする。

#### (資金運用)

**第30条** 理事長は、余裕金の運用をするときは、通則法第47条に規定するところにより、業務の執行に支障のない範囲内で余裕金を効率的に運用することができるものとする。

- 2 出納命令役は、有価証券の取得、売却等については、出納役の管理のもと、理事長の承認を得なければならないものとする。
- 3 有価証券の保管にあたっては、原則として、取引金融機関への保護預かりとしなければならないものとする。

## 第4章 資産管理

### (固定資産の管理)

**第31条** 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、その他の資産とする。

- 一 有形固定資産は、建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品で取得価格が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、土地、建設仮勘定及びその他これらに準ずるものとする。
  - 二 無形固定資産は、特許権、借地権、その他これらに準ずるものとする。
  - 三 その他の資産は、敷金、保証金その他これらに準ずるものとする。
- 2 固定資産の管理、その他必要な事項については、別に定めるものとする。また、有形固定資産として計上しなかった財産のうち、固定資産に準じて取扱うべきものについても同様とする。
- 3 固定資産は、その増減及び異動を帳簿によって物件別に管理するものとする。

## 第5章 契約

### (一般競争契約)

**第32条** 契約担当役及び資金前渡役（以下「契約担当役等」という。）は、売買、賃借、請負、その他の契約を締結する場合は、原則として公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他競争についての必要な事項は、別に定めるものとする。

### (指名競争契約)

**第33条** 契約担当役等は、契約が次の各号に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、指名競争に付することができるものとする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。
  - 二 一般競争に付することが不利と認められるとき。
- 2 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、前条の規定にかかわらず指名競争に付することができるものとする。
- 3 指名競争について必要な事項は、別に定めるものとする。

### (随意契約)

**第34条** 契約担当役等は、契約が次の各号に該当する場合は、前二条の規定にかかわらず、随意契約によることができるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
  - 二 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
  - 三 競争に付することが、不利と認められるとき。
  - 四 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。
- 2 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、前二条の規定にかかわ

らず随意契約によることができるものとする。

3 随意契約について必要な事項は、別に定めるものとする。

#### (入札の原則)

**第35条** 第32条及び第33条の規定による競争は、別に定める入札の方法をもって行わなければならないものとする。

#### (予定価格)

**第36条** 契約担当役等は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約に係る予定価格を作成しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格の作成を要しないと認められるものについては、予定価格の作成を省略することができる。

#### (落札の方式)

**第37条** 契約担当役等は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができるものとする。

2 その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができるものとする。

#### (契約書の作成)

**第38条** 契約担当役等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項その他履行に関する必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができるものとする。

#### (契約保証金及び入札保証金)

**第39条** 契約保証金及び入札保証金については、別に定めるものとする。

#### (監督)

**第40条** 契約担当役等は、工事又は製造その他の請負契約を締結したときは、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 理事長は、特に必要があるときは、前項の監督を契約担当役等以外の教職員に行わせることができるものとする。

#### (検査)

**第41条** 契約担当役等は、前条の請負契約又は物件の買入その他の契約について、自ら

又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- 2 理事長は、特に必要があるときは、前項の検査を契約担当役等以外の教職員に行わせることができるものとする。
- 3 前二項の検査を行った者は、別に定める場合を除き、検査調書を作成しなければならない。
- 4 前項の検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができないものとする。

#### (監督及び検査の委託)

**第42条** 理事長は、特に必要があるときは、第40条の監督及び第41条の検査を第三者に委託して行わせることができるものとする。

## 第6章 決算

#### (月次決算)

**第43条** 出納命令役は、毎月末日において総勘定元帳を締め切り、月次の財政状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成し、翌月15日までに理事長に提出しなければならない。

#### (年度末決算)

**第44条** 年度末決算に際しては、当該年度末における資産・負債の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締め切りを行い、資産の評価、債権・債務の整理、その他決算整理を的確に行って、所定の手続きに従って決算数値を確定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の整理を行った後、翌事業年度5月末日までに次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。
  - 一 貸借対照表
  - 二 損益計算書
  - 三 キャッシュ・フロー計算書
  - 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類
  - 五 行政サービス実施コスト計算書
  - 六 附属明細書
- 3 前項各号の書類の様式は、別に定めるものとする。

## 第7章 内部監査及び責任

#### (内部監査)

**第45条** 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは、特に命令した教職員に内部監査を行わせるものとする。

2 内部監査について必要な事項は、別に定めるものとする。

**(会計機関の義務及び責任)**

**第46条** 会計機関は、機構の財務及び会計に関し、適用又は準用される法令並びにこの規則に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2 会計機関は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、機構に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責を負わなければならない。

**附 則 (平成16年4月1日制定)**

**(施行期日)**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則 (平成20年12月24日一部改正)**

**(施行期日)**

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則 (平成29年3月31日一部改正)**

**(施行期日)**

この規則は、平成29年3月31日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

# 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号

制定	平成16年	4月	1日
一部改正	平成18年	2月	28日
一部改正	平成19年	12月	27日
一部改正	平成20年	12月	24日
一部改正	平成21年	12月	28日
一部改正	平成23年	10月	28日
一部改正	平成29年	3月	31日
一部改正	令和2年	3月	16日
一部改正	令和3年	3月	26日

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が締結する売買、貸借、工事若しくは製造の請負その他の契約に関する基本的事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** 機構における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

2 機構における契約の一般的約定事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）に規定する工事請負契約基準、製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。ただし、製造請負契約基準第21第2項及び物品供給契約基準第6第2項は除く。

### (会計機関に関する規定の準用)

**第3条** この規則において、会計機関について規定した条項は会計機関の事務を代理する者について準用する。

## 第2章 競争参加者

### (一般競争に参加させることができない者)

**第4条** 契約担当役及び資金前渡役（以下「契約担当役等」という。）は、会計規則第32条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

**(一般競争に参加させないことができる者)**

**第5条** 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

**(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)**

**第6条** 契約担当役等は、一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事及び設計・コンサルティング業務の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ機構における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

2 契約担当役等は、一般競争に付そうとする場合において、競争の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

3 第1項の一般競争参加者の資格（契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け）により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができるものとする。

4 指名競争の競争参加者の資格については、前3項を準用するものとする。

**(指名基準)**

**第7条** 契約担当役等は、前条の競争参加者の資格を有する者のうちから、競争に参加させる者を指名しようとするときは、指名基準（平成13年1月6日文部科学大臣決定）に準じ、次の各号に定める基準によるものとする。

- 一 契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、物件の納入場所等を

考慮する必要があるとき。

- 二 特殊な工事，製造について実績がある者に行わせる必要があるとき。
- 三 特殊な技術，機械等を必要とする工事等を実施するとき。
- 四 不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮する必要があるとき。
- 五 契約の性質又は目的により指名競争に付することが有利と認められるとき。

### 第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準

#### (会計規則第33条第1項第二号の規定に基づく指名競争契約の基準)

第8条 会計規則第33条第1項第二号に規定する場合は，次の一に該当する場合とする。

- 一 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- 二 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であるとき。
- 三 契約上の義務違反があつた場合に機構の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。
- 四 工事の請負であつて，一般競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときで，かつ，予定価格が6,000万円を超えないとき。

#### 第9条 削除

#### (会計規則第34条第1項第一号の規定に基づく随意契約の基準)

第10条 会計規則第34条第1項第一号に規定する場合は，次の一に該当する場合とする。

- 一 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 運送又は保管をさせるとき。
- 三 独立行政法人国立高等専門学校機構業務方法書（平成16年文部科学大臣認可）第10条及び第11条の規定により業務を委託するとき。
- 四 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
- 五 外国で契約するとき。
- 六 官公署，特殊法人，独立行政法人及び国立大学法人と契約を締結するとき。
- 七 公共用，公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い，貸し付け又は信託するとき。
- 八 その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

#### (会計規則第34条第1項第二号の規定に基づく随意契約の基準)

第11条 会計規則第34条第1項第二号に規定する場合は，次の一に該当する場合とする。

- 一 機構に発生した予見しがたい不都合を解消するために必要な措置を行うとき。
- 二 その他契約担当役が緊急の必要があると認めたとき。

### (会計規則第34条第1項第三号の規定に基づく随意契約の基準)

**第12条** 会計規則第34条第1項第三号に規定する場合は、次の一に該当する場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- 二 随意契約による時は時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 三 買入を必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- 四 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。

### (会計規則第34条第1項第四号の規定に基づく随意契約の基準)

**第13条** 会計規則第34条第1項第四号に規定する基準額は、次のとおりとする。

- 一 工事又は製造の請負契約で予定価格が250万円を超えないとき。
- 二 財産の買入契約で予定価格が160万円を超えないとき。
- 三 物件の借入契約で予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えないとき。
- 四 財産の売払契約で予定価格が50万円を超えないとき。
- 五 物件の貸付契約で予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えないとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が100万円を超えないとき。

### (入札者がないとき等の随意契約)

**第14条** 契約担当役等は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。

- 2 契約担当役等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
- 3 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

## 第4章 契約審査委員会

### (契約審査委員会)

**第15条** 理事長及び校長（以下「理事長等」という。）は、別に定めるところにより契約

審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。

- 2 契約担当役は、必要があるときは、会計規則第37条第1項ただし書の適用の適否について審査委員会に意見を求めることができる。
- 3 審査委員会は、前項の意見を求められたときは、速やかに意見を取りまとめて契約担当役に通知するものとする。

## 第5章 予定価格及び見積書

### （予定価格の作成及び決定方法）

- 第16条** 契約担当役等は、競争入札に付する事項に関し、会計規則第36条による予定価格を作成するときは、当該事項に関する仕様書、設計書等によりその価格を定めなければならない。
- 2 前項の予定価格は、これを記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
  - 3 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について定めることができる。
  - 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

### （随意契約による予定価格等）

- 第17条** 契約担当役等は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前条（第2項を除く。）に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、書面による予定価格の作成を省略し又は見積書の徴取を省略することができる。
- 一 法令に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
  - 二 予定価格が100万円を超えないと見込まれる随意契約で、契約担当役等が書面による予定価格の作成を省略し又は見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。

### （見積書の徴取）

- 第18条** 契約担当役等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

## 第6章 競争入札の手続

### （入札の公告等）

- 第19条** 契約担当役等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札

日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示、ホームページその他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は入札者若しくは落札者がいない場合等に再度入札の公告を行う場合は、その期間を5日まで短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 一般競争入札に付する事項
- 二 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 一般競争入札を執行する場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 その他必要な事項

3 契約担当役等は、第7条の基準に基づき指名した者に対し、前項第一号及び第三号から第五号に掲げる事項を第1項に準じて通知するものとする。

#### (入札保証金)

**第20条** 契約担当役等は、会計規則第32条及び第33条の規定による競争に付そうとする場合には、競争に参加しようとする者に現金又は確実に認められる有価証券をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、機構に帰属するものとする。

#### (入札保証金の免除)

**第21条** 契約担当役等は、次に掲げる場合においては、前条に規定する入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んでいるとき。
- 二 第6条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### (入札保証金の処理)

**第22条** 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは機構に帰属させるものとし、契約担当役等は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかななければならない。

#### (入札保証金に代わる担保)

**第23条** 入札保証金の納付に代えることができる担保は、次のとおりとする。

- 一 国債

- 二 地方債
- 三 政府保証債
- 四 小切手（理事長が指定するものに限る。）
- 五 郵便為替証書
- 六 郵便振替の支払証書
- 七 その他契約担当役等が确实と認める債権

#### （入札の執行）

**第24条** 契約担当役等は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書（以下「入札書」という。）を提出させなければならない。

- 一 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
  - 二 入札金額
  - 三 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
  - 四 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 契約担当役等は、あらかじめ、競争加入者（その代理人を含む。以下同じ。）に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。
- 3 契約担当役等は、代理人が入札するときは、あらかじめ、競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。
- 4 契約担当役等は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

#### （入札の延期又は廃止等）

**第25条** 契約担当役等は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを廃止することができる。

#### （入札場の自由入退場の禁止）

**第26条** 契約担当役等は、競争加入者及び入札執行事務に関係のある職員のほか、入札場に入場させてはならない。

- 2 契約担当役等は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、競争加入者でいったん入場した者の退場を許してはならない。

#### （開札）

**第27条** 契約担当役等は、公告及び通知に示した競争執行の場所及び日時に、競争加入者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、競争加入者が立ち会

わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

#### (入札の無効等)

**第28条** 契約担当役等は、第19条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

2 契約担当役等は、前項に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を競争加入者全員に知らせなければならない。

3 入札の総額をもって落札者を定めるときは、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。また、入札の単価をもって落札者を定める場合において、その総額に誤りがあつたときも同様とする。

#### (再度入札)

**第29条** 契約担当役等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

#### (再度公告入札の公告期間)

**第30条** 契約担当役等は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとすることは、第19条の公告期間を5日までに短縮することができる。

#### (落札者の決定方法)

**第31条** 契約担当役等は、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 契約担当役等は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。

#### (最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

**第32条** 会計規則第37条第1項ただし書に規定する機構の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

2 前項に規定する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者としなければならないものとする。

一 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場

管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役等が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合

二 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合

三 その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合

四 工事又は製造その他の請負契約で特別なものについては、前3号の規定にかかわらず、競争入札ごとに工事の請負契約の場合においては10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役等が定める割合を当該競争の予定価格に乘じて得た額を下廻る入札価格であった場合

3 契約担当役等は、前項に該当することとなったときは、直ちに入札価格について調査しなければならない。

4 前項の調査結果については、審査委員会に提出し意見を求めることができる。

5 契約担当役等は、第3項の調査の結果又は前項の意見を聴いた結果、最低価格の入札者を落札者とすることが不相当であると判断した場合には、予定価格の範囲内において、次順位者を落札者とするものとする。

#### (総合評価落札方式)

**第32条の2** 契約担当役等は、次に掲げる場合においては、会計規則第37条第2項に定めるところにより、総合評価落札方式とすることができる。

- 一 国の機関による調達における総合評価落札方式について財務大臣と協議を整えた各省各庁の定め適用範囲に該当する調達案件であるとき
- 二 最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件であるとき

### 第7章 契約の締結

#### (契約書の作成)

**第33条** 契約担当役等は、競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から原則として7日以内に契約書を作成しなければならない。

2 契約担当役等は、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

#### (契約書の記載事項)

**第34条** 会計規則第38条のその他必要な事項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

- 一 契約の履行場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査

- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における損害金、違約金等
- 五 危険負担
- 六 契約不適合責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他必要な事項

#### (契約書の省略)

**第35条** 会計規則第38条ただし書の規定により、契約書の作成を省略することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 第6条第1項の資格を有する者による一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で、契約金額が150万円（外国で契約するときは200万円）を超えない契約をする場合
- 二 せり売りに付する場合
- 三 物品の売払いで、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- 四 第一号に規定する以外の随意契約で、契約担当役が必要ないと認める場合

#### (請書等の徴取)

**第36条** 契約担当役等は、前条により契約書の作成を省略する場合においても、物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約については、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

#### (契約保証金)

- 第37条** 契約担当役等は、契約の相手方に、現金又は確実に認められる有価証券をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。
- 2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。なお、契約担当役等は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。
  - 3 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。

#### (契約保証金の免除)

**第38条** 契約担当役等は、前条に規定する契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合は、次の一に該当する場合とする。

- 一 契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を結んでいるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長等が認める金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき。

四 第6条に規定する資格を有する者により競争を行う場合又は随意契約による場合においてその必要がないと認められるとき。

#### (契約保証金の納付)

**第39条** 契約保証金は、競争により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に納めさせるものとし、契約上の義務を履行した後に返還するものとする。ただし、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに納めさせるものとする。

#### (契約保証金に代わる担保)

**第40条** 第37条に規定する契約保証金の納付に代えることができる担保は、第23条の入札保証金に代わる担保に準ずるものとする。

#### (契約にかかる期間)

**第40条の2** 契約担当役等は、継続して行う財産の借入その他契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し、複数年での契約を行うことができる。

### 第8章 監督及び検査

#### (監督の方法)

**第41条** 会計規則第40条に規定する監督は、契約担当役等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示しその他の適切な方法によって行わなければならない。

2 監督職員は、契約担当役等と緊密に連絡するとともに、契約担当役又は理事長等の要求に基づき、若しくは随時に監督の実施について報告しなければならない。

#### (検査の方法)

**第42条** 会計規則第41条に規定する検査は、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づいて行わなければならない。

#### (契約担当役以外の職員等に監督又は検査を行わせる場合)

**第43条** 会計規則第40条第2項及び第41条第2項並びに第42条に規定する場合は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の場合とする。

2 理事長等は、前項の定めるところにより監督職員又は検査職員を任命したときは、契約担当役等にその旨並びに監督又は検査を行わせることとした職員の職名、氏名又は機構以外の者の氏名及び監督又は検査の事務の範囲を通知しなければならない。

#### (検査の一部省略)

**第44条** 検査職員は、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につ

き破損，変質，性能の低下その他事故が生じたときは，取替補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり，当該給付の内容が担保されると認められる物件に係る契約で，単価が20万円に満たないものについては，数量以外のものの検査を省略することができる。

#### （検査調書の作成）

**第45条** 契約担当役又は理事長等から検査を命ぜられた補助者及び契約担当役等から検査を委託された者は，検査を完了した場合には，200万円以下の契約を除くほか検査調書を作成しなければならない。

#### （監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

**第46条** 契約担当役から命じられて監督を行う者は，次の場合を除き検査を行う者と兼ねることができない。

- 一 特別な業務のため，監督の職務と検査の職務とを分離することが人的に困難である場合
- 二 契約の特殊性から双方の職務をそれぞれ独立して行う職員が得られない場合
- 三 その他理事長等が必要と認めた場合

### 第9章 契約の変更等

#### （契約の履行遅滞）

**第47条** 契約担当役等は，契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行しなかった場合において，機構の事業運営上著しく支障を来たさないと認められるときは，期間を限り契約を解除せずに契約の履行期限を猶予することができる。この場合において，契約担当役等は，契約の相手方から損害金等を徴収しなければならない。

#### （不完全履行）

**第48条** 契約担当役等は，一応の履行がなされたが，その内容が契約の目的に適さない場合は，次の各号に基づき処理するものとする。

- 一 追完が不可能な場合は，損害賠償を請求し契約を解除する。
- 二 追完が可能な場合は，前条に準じ期間を定めて，完全な給付又は不完全な部分の補修を請求する（この請求に基づき追完した場合で，当該履行期限より遅れたときは，損害金等を徴収しなければならない。）
- 三 追完が可能な場合で契約の相手方が追完の請求に応じないときは，損害賠償を請求し契約を解除する。

#### （債務不履行の挙証責任）

**第49条** 契約の不履行については，契約の相手方が自らの責任でないことを証明しない

限り、契約の相手方に責任を負わせるものとする。(契約の相手方自身だけでなく履行の補助者についても同様とする。)

#### (契約変更等の制限)

**第50条** 契約担当役等は、契約が競争契約の場合には、原則として、当初入札時の契約条件の変更(軽微な事項を除く。)及び契約内容の追加をすることができない。

#### (契約金額の変更)

**第51条** 契約金額決定の前提となった諸条件に変動が生じた場合の契約金額の変更は、契約金額を変更できる旨を契約条項に定めておくことにより行うことができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、原則として、契約金額を変更しないものとする。

- 一 納期の変更をする場合(変更に伴う増額が軽微なものに限る。)
- 二 契約金額は増額する性質のものであるが契約の相手方から契約金額の範囲内で履行する旨の申し出があった場合

#### (値引受領)

**第52条** 契約担当役等は、契約の相手方が提供した契約の目的物に些少の不備がある場合であっても使用上支障がないと認めた場合は、契約金額を適正に値引きして目的物を引き取ることができる。

### 第10章 代価の収納、支払等

#### (代価の収納)

**第53条** 契約担当役等は、物件を貸し付け、使用させ、譲渡し又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人等に貸し付け等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

#### (代価の支払)

**第54条** 契約担当役等は、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受領した日から60日以内に支払うことを約定しなければならない。

### 第11章 雑則

#### (雑則)

**第55条** この規則に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則（平成18年2月28日 一部改正）

この規則は、平成18年3月1日から施行し、この規則の施行後に締結された契約であつて、かつ、平成18年4月1日以後に履行されるものから適用する。

## 附 則（平成19年12月27日 一部改正）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

## 附 則（平成20年12月24日 一部改正）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

## 附 則（平成21年12月28日 一部改正）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

## 附 則（平成23年10月28日 一部改正）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

## 附 則（平成29年3月31日 一部改正）

この規則は、平成29年3月31日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

## 附 則（令和2年3月16日 一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則（令和3年3月26日 一部改正）

この規則は、令和3年3月26日から施行する。

## 独立行政法人国立高等専門学校機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

制定 平成19年11月13日  
一部改正 平成24年 1月31日  
理事長 裁定

### (目的)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。以下同じ。）を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

- 2 この要領において、別表各号における「他の公共機関」とは、国、国立大学法人、独立行政法人及び地方公共団体等をいう。
- 3 この要領において「他の公共機関の職員」とは、国の機関又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。特別法上公務員とみなされる場合を含む。

### (取引停止の措置)

第3条 機構本部及び各国立高等専門学校の契約担当役（以下「契約担当役」という。）は、建設工事を除く一般競争参加資格者名簿に登載された者その他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件の1に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領に定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

### (取引停止の期間の特例等)

第4条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が次の各号の1に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。
  - 一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - 二 第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 契約担当役は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 7 契約担当役は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。
  - 一 特許等特別な技術を必要とする購入等契約で、取引停止期間中の業者しか取引の相手方がいない場合。
  - 二 緊急の購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、購入等契約の目的を達成することができない場合。
  - 三 現に履行中の購入等契約に直接関連する購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第5条 契約担当役は、第3条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合には、取引停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができるものとする。

- 一 談合情報を得た場合、又は機構の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第4号、第5号又は第8号から第10号までに該当したとき。
- 二 別表第4号から第11号までに該当する業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- 三 別表第4号から第7号までに該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第4号から第7号までに該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号から第3号までの規定に該当することとなった場合は除く。)
- 五 機構の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第8号から第11号までに該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

(指名等の取消し)

第6条 契約担当役は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該契約担当役の契約に係る製造等の全部又は一部を下請し、又は受託することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は受託している場合は、この限りでないものとする。

(取引停止の通知等)

第8条 契約担当役は、第3条の規定により取引停止を行い、第4条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により取引停止を解除したときは、機構本部契約担当役を通じて当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 契約担当役は、前項の措置を講じた場合は、直ちに機構本部契約担当役に事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を報告するものとする。
- 3 機構本部契約担当役は、前項の規定により取引停止の報告を受けた場合は、各国立高等専門学校契約担当役に対し当該内容を通知するものとする。
- 4 機構本部契約担当役は、前項の規定に基づく場合のほか、購入等契約に関し、第3条の規定により取引停止を行い、第4条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により取引停止を解除する必要があると判断したときは、直ちに各国立高等専門学校契約担当役に事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。
- 5 前2項の通知を受けた契約担当役は、第3条の規定により取引停止等の措置を講じた場合は、当該措置の内容について速やかに機構本部契約担当役に報告するものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第9条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において、必要があるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

## 別表

## 措置基準（第3条、第4条及び第5条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 当該機構本部又は各国立高等専門学校（以下「国立高等専門学校等」という。）の職員に対して行った贈賄の容疑により、次のイ、ロ又はハに掲げる者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>2 他の国立高等専門学校等の職員に対して行った贈賄の容疑により、次のイ、ロ又はハに掲げる者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>3 他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、次のイ、ロ又はハに掲げる者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>4 当該国立高等専門学校等の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内</p>
<p>5 他の国立高等専門学校等の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上9月以内</p>
<p>6 他の公共機関の購入等契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>刑事告発を知った日から</p> <p>1月以上9月以内</p>
<p>7 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、当該認定をした日から契約の相手方として不相当であると認められるとき（第4号及び第5号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上9月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>8 当該国立高等専門学校等の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p>

<p>9 当該国立高等専門学校等の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を受けずに公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内</p>
<p>10 他の国立高等専門学校等の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内</p>
<p>11 他の公共機関の購入等契約に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から  3月以上12月以内 1月以上12月以内 1月以上12月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>

# 物品供給契約基準

この基準は、物品の供給に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

第一 発注者及び供給者は、契約書及びこの契約基準に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 供給者は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限内に発注者に引き渡すものとし、発注者は、その売買代金を支払うものとする。
  - 3 供給者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 4 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 5 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる言葉は、日本語とする。
  - 6 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 7 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。
  - 8 契約書及びこの契約基準における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
  - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(供給者の請求による納入期限の延長)

第二 供給者は、天候の不良その他供給者の責めに帰すことができない事由により納入期限までに供給契約の目的である物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による納入期限の短縮又は延長)

第三 発注者は、特別の理由により、納入期限を短縮又は延長する必要があるときは、供給者に対して納入期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。

(納入期限の変更方法)

第四 納入期限の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、供給者に通知する。

- 2 前項の協議開始日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第二の場合にあつては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、第三の場合にあつては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査)

第五 供給者は、物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を供給者に通知しなければならない。
- 3 供給者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに、これを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて物品を完納し、検査を受けなければならない。

(売買代金の支払)

第六 供給者は、第五第二項又は第三項の検査に合格したときは、物品代金請求書により売買代金の請求をすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に売買代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第五第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第七 供給者は、物品の完納前に、物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 供給者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る納入部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を供給者に通知しなければならない。
- 4 供給者は、前項の規定による確認があったときは、物品代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払金の額は、第三項に規定する検査において確認した物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額とする。
- 6 第四項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び前項中「売買代金相当額」とあるのは「売買代金相当額から既に部分払の対象となった売買代金相当額を控除した額」とするものとする。

(瑕疵担保)

第八 発注者は、この契約の目的物に瑕疵があるときは、供給者に対して、目的物の引渡しを受けた日から相当の期間内に目的物の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第九 供給者の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を供給者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により第六第二項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第九の二 供給者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第八条又は第十九条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第八条第一号の規定に違反したことにより公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第四十九条第一項に規定する排除措置命令又は同法第五十条第一項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第六十六条第四項の審決が確定したとき。ただし、供給者が同法第十九条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第二条第九項の規定に基づく不正な取引方法（昭和三十七年公正取引委員会告示第十五号）第六項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 供給者（供給者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の三又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 供給者はこの契約に関して、第一項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(契約保証金)

第十 供給者は、契約保証金を納付した契約において、売買代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総売買代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

- 2 供給者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国庫に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第十一 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、納入期限を過ぎても納入しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかにないと認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 四 第十三の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 五 供給者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると

認められるとき。

- ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給者は、売買代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第十二 発注者は、物品が完納するまでの間は、第十一第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、物品の納入部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を供給者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、第一項の規定によりこの契約を解除したことによって供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と供給者とが協議して定める。

（供給者の解除権）

第十三 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 二 天災その他避けることのできない事由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。

- 2 第十二第二項及び第三項の規定は前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第十四 供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から代金支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、供給者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（補則）

第十五 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。